

四半期報告書

(第138期第1四半期)

横浜ゴム株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
2 【役員の状況】	10
第4 【経理の状況】	11
1 【四半期連結財務諸表】	12
2 【その他】	21
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	22

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年5月10日

【四半期会計期間】 第138期第1四半期(自平成25年1月1日至平成25年3月31日)

【会社名】 横浜ゴム株式会社

【英訳名】 The Yokohama Rubber Company, Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼CEO 南 雲 忠 信

【本店の所在の場所】 東京都港区新橋5丁目36番11号

【電話番号】 東京(03)5400-4520

【事務連絡者氏名】 経理部長 宮 田 哲 史

【最寄りの連絡場所】 東京都港区新橋5丁目36番11号

【電話番号】 東京(03)5400-4520

【事務連絡者氏名】 経理部長 宮 田 哲 史

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄3丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第137期 第1四半期 連結累計期間	第138期 第1四半期 連結累計期間	第137期
会計期間	自平成24年1月1日 至平成24年3月31日	自平成25年1月1日 至平成25年3月31日	自平成24年1月1日 至平成24年12月31日
売上高 (百万円)	135,251	127,674	559,700
経常利益 (百万円)	11,870	9,238	52,365
四半期(当期)純利益 (百万円)	8,784	5,644	32,611
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	23,357	23,997	53,888
純資産額 (百万円)	190,259	232,306	211,349
総資産額 (百万円)	514,935	566,398	543,829
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	26.22	17.46	97.87
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	35.63	39.61	37.54

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第1四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間（平成25年1月1日～平成25年3月31日）における世界経済は、一部に回復基調をみせている地域もありますが、成長の停滞した地域も複数みられるなど、全体では未だ先行き不透明な環境が続いています。

わが国においては、新政権の経済政策「アベノミクス」への期待から円安が進行、輸出の改善に寄与し、さらに株価も上昇するなど、景気回復の兆しが認められます。

タイヤ業界は、日本国内では比較的堅調だったものの、世界市場では需要が低迷したことから、全体では低調に推移しております。

こうした状況の中、当社グループは、気を緩めることなく、引き続き内部改善努力と営業体制の強化・効率化に取り組んでまいります。

当第1四半期連結累計期間の連結売上高は1,276億74百万円（前年同期比 5.6%減）、連結営業利益は75億80百万円（前年同期比 18.1%減）、連結経常利益は92億38百万円（前年同期比 22.2%減）、連結四半期純利益は56億44百万円（前年同期比 35.7%減）となりました。

各事業の業績を示すと、次のとおりであります。

① タイヤ事業

売上高は1,001億3百万円（前年同期比 6.6%減）で、当社の総売上高の78.4%を占めております。

国内新車用タイヤは、エコカー補助金の終了等が影響し、伸び悩みました。

国内市販用タイヤは、「BluEarth-A（ブルーアース・エース）」を中心としたBluEarthブランドに低燃費タイヤの新商品「ECOS ES31（エコス・イーエスサンイチ）」が加わり、お客様のニーズにますます幅広くお応えできるようになりました。その結果、販売量・売上高も堅調に推移しました。

海外販売は、回復のきざしがやや見えつつあるとはいえ、需要が低迷し、低調に推移しました。

こうした状況ではありますが、当社は、平成25年2月、グローバルフラグシップブランドADVAN（アドバン）のハイパワー・プレミアムカー向け新商品「ADVAN Sport V105（アドバン・スポーツ・ブイイチマルゴ）」の販売を開始しました。以来、試乗会の実施や第83回ジュネーブモーターショー2013への出展等、積極的な営業活動に取り組んでおります。

② 工業品事業

売上高は、221億12百万円（前年同期比 2.7%減）で、当社の総売上高の17.3%を占めております。

ホース配管事業は、建設機械用ホースが堅調、また、自動車用ホースが特に北米で好調でした。

工業資材事業は、コンベヤベルトは堅調、また、マリンホースや防舷材が好調だったものの、ゴム支承をはじめとした土木関連製品の需要が低迷したため、全体で見れば低調でした。

ハマタイト・電材事業は、建築向け接着剤、自動車向け接着剤ならびに携帯電話向けコーティング材が、需要の落ち込みの影響を受け、低調に推移しました。

③ その他(航空部品事業、スポーツ事業等)

売上高は、54億58百万円（前年同期比 1.9%増）で、当社の総売上高の4.3%を占めております。

航空部品事業は、為替円安の追い風に、需要の回復もあいまって、好調に推移しました。

スポーツ事業は、新製品の発売時期が4月になったため、3月に新製品を発売した前年同期と比較すると、販売量・売上高ともに減少となりました。このような状況の中であっても、成長を止めることなく投資を行っており、平成25年4月に大韓民国ソウル市に直営店をオープンしました。この直営店は、販売だけではなく、サイエンス・フィットスタジオも備えており、その利便性の高さから好評を博しております。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

なお、当社は株式会社の支配に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

1) 基本方針

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社株主の皆様及び投資家の皆様による当社株式の売買を妨げることはありません。従って、当社の株式を大量に取得しようとする者が出現した場合にこれを受け入れるかどうかは最終的には当社株主の皆様の意思に委ねられるべきであると考えております。

しかしながら、株式の大規模な取得行為またはこれに類する行為の中には、その目的・態様等から見て企業価値及び株主共同の利益を明確に毀損するもの、大規模な取得行為またはこれに類する行為に応じることを対象会社の株主に強要して不利益を与えるおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主に対し大規模な取得行為またはこれに類する行為の内容や当該株式を大量に取得しようとする者についての十分な情報を提供せず、取締役会や株主による買付条件等の検討に要する十分な時間を提供しないもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を妨げ、個々の株主の皆様の判断に委ねるべき前提を欠くものも少なくありません。

当社は、このように当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を妨げるような株式の大規模な取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、このような大規模な取得行為に対しては、株主の皆様の事前の承認に基づき、当社取締役会が、法令及び定款によって許容される限度において当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じるべきであると考えております。

当社は、以上をもって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針といたします。

2) 基本方針の実現に資する取り組み

当社グループは、創業100周年にあたる2017年を見据えた中期経営計画「GD100」を策定し、目標達成に向けた事業戦略を推進します。2012年度から始まったGD100フェーズⅢでは、「強くしなやかな成長」をテーマに取り組むと共に、CSR経営を進めてまいります。

さらに、当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと認識しており、今後も、継続的な安定配当を基本とした上で連結業績の向上に応じた利益還元を実施してまいります。

以上のような中長期的視点に立った各取り組みを通じて、グローバルな成長による規模の拡大と業界トップレベルの高収益体質を実現するとともに、すべてのステークホルダーとの良好な信頼関係を築き、社会への貢献を果たすことが、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることになると考えております。

- 3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記のような会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成23年5月20日に開催された取締役会において、全取締役の賛成により、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(以下、「本対応方針」という。)を決定し、導入いたしました。

本対応方針の概要は、以下のとおりであります。

<本対応方針の概要>

①大規模買付ルールの設定

本対応方針は、大規模買付者に対して大規模買付ルールに従うことを求めるものであります。

大規模買付ルールとは、大規模買付行為が開始される前に、大規模買付者に対して、当社取締役会に対する十分な情報提供を要求し、それに基づき当社取締役会がその買付行為の評価・検討や代替案の提示等を行い、かつ、所要の期間が経過して初めて大規模買付行為を開始することを認める、というものです。

具体的には、①当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的かつ合理的な判断を客観的に行う諮問機関としての独立委員会の設置、②大規模買付者への買付説明書の提出要求、③大規模買付者への大規模買付情報(当社株主の皆様判断及び当社取締役会としての意見形成のための情報)の提供要求とその公表、④大規模買付情報の提供完了後60日間(対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合)または90日間(その他の大規模買付行為の場合)の取締役会検討期間の設定、及び⑤大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守した場合でも当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反する場合に、当社がその時点で適切と考える一定の対抗措置を講じることができる等が大規模買付ルールの主な内容であります。

②対抗措置の発動

大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、当該ルールの違反のみをもって、相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合には、当社取締役会の判断で当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

当社取締役会が、本対応方針に基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、新株予約権の無償割当て、新株予約権の第三者割当てによる発行、新株の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が取締役会の権限として認める措置とし、具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することといたします。

③有効期間

本対応方針につきましては、平成23年5月20日開催の当社取締役会においてその導入を決議し、平成23年6月29日に開催された当社定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て効力が生じております。

本対応方針の有効期間は、平成26年3月に開催予定の当社定時株主総会の終了時点までとなっております。但し、かかる有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合、または②当社の取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

4) 上記の取組みに対する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社の中期経営計画は、中長期的視点から当社の企業価値及び株主共同の利益の向上を目指すための具体的方策として策定されたものであり、まさに上記基本方針に沿うものであります。

また、本対応方針は、以下のように合理性が担保されており、上記基本方針に沿うとともに当社の企業価値及び株主共同の利益に合致するものであり、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

- ① 本対応方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されるものであります。
- ② 本対応方針は、当社株主総会の議案としてお諮りして株主の皆様の意思を確認させていただくこととし、株主の皆様のご賛同が得られなかった場合には、本対応方針の効力は発生しないこととなります。そのため、本対応方針の消長及び内容は、当社株主の皆様の合理的意思に依拠したものとなっております。
- ③ 本対応方針の対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的かつ合理的な判断を客観的に行う諮問機関として、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外の弁護士、公認会計士、税理士及び学識経験者等、並びに社外の経営者により構成される独立委員会を設置しております。
- ④ 本対応方針に定める対抗措置は、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを十分に確保しているものといえます。
- ⑤ 当社取締役は、判断の客観性・合理性を担保された独立委員会の勧告を最大限尊重するように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。
- ⑥ 本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、対抗措置の発動を阻止できない買収防衛策)、スローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)のいずれでもありません。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は30億55百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	700,000,000
計	700,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年5月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	342,598,162	342,598,162	東京、大阪、名古屋 各証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は 1,000株であります。
計	342,598,162	342,598,162	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当する事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当する事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当する事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年1月1日～ 平成25年3月31日	—	342,598	—	38,909	—	31,952

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成24年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 19,377,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 321,925,000	321,925	—
単元未満株式	普通株式 1,296,162	—	—
発行済株式総数	342,598,162	—	—
総株主の議決権	—	321,925	—

(注) 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己保有株式及び株式会社証券保管振替機構名義株式が次のとおり含まれております。

自己保有株式 418株
株式会社証券保管振替機構名義株式 200株

② 【自己株式等】

平成24年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 横浜ゴム株式会社	東京都港区新橋5丁目36 番11号	19,377,000	—	19,377,000	5.65
計	—	19,377,000	—	19,377,000	5.65

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成25年1月1日から平成25年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年1月1日から平成25年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	21,399	21,623
受取手形及び売掛金	※1 148,097	※1 130,971
商品及び製品	52,757	64,115
仕掛品	7,109	8,662
原材料及び貯蔵品	19,124	19,153
その他	21,568	23,939
貸倒引当金	△1,224	△1,471
流動資産合計	268,832	266,995
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	59,031	60,348
機械装置及び運搬具（純額）	67,512	70,965
その他（純額）	59,488	66,016
有形固定資産合計	186,033	197,331
無形固定資産		
投資その他の資産	2,250	2,310
投資有価証券	67,310	79,768
その他	20,100	20,665
貸倒引当金	△698	△672
投資その他の資産合計	86,712	99,761
固定資産合計	274,996	299,403
資産合計	543,829	566,398
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※1 77,600	※1 76,656
電子記録債務	2,799	3,612
1年内償還予定の社債	10,000	10,000
コマーシャル・ペーパー	—	2,000
短期借入金	82,942	90,361
未払法人税等	16,374	5,274
役員賞与引当金	99	138
その他	※1 44,788	※1 41,232
流動負債合計	234,605	229,275
固定負債		
社債	10,000	10,000
長期借入金	43,342	44,765
退職給付引当金	18,700	18,618
その他	25,830	31,433
固定負債合計	97,873	104,816
負債合計	332,479	334,092

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	38,909	38,909
資本剰余金	31,952	31,952
利益剰余金	145,606	147,632
自己株式	△11,294	△11,303
株主資本合計	205,174	207,191
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	20,330	28,780
為替換算調整勘定	△14,938	△5,297
在外子会社の年金債務調整額	△6,408	△6,309
その他の包括利益累計額合計	△1,016	17,173
少数株主持分	7,191	7,941
純資産合計	211,349	232,306
負債純資産合計	543,829	566,398

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
 【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)
売上高	135,251	127,674
売上原価	93,858	86,750
売上総利益	41,393	40,923
販売費及び一般管理費	32,134	33,343
営業利益	9,258	7,580
営業外収益		
受取利息	66	75
受取配当金	80	104
為替差益	3,293	2,320
その他	330	251
営業外収益合計	3,769	2,752
営業外費用		
支払利息	677	669
その他	481	424
営業外費用合計	1,158	1,093
経常利益	11,870	9,238
特別損失		
固定資産除売却損	50	30
特別損失合計	50	30
税金等調整前四半期純利益	11,820	9,208
法人税等	2,884	3,822
少数株主損益調整前四半期純利益	8,935	5,386
少数株主利益又は少数株主損失(△)	150	△257
四半期純利益	8,784	5,644

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	8,935	5,386
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	7,621	8,456
為替換算調整勘定	6,633	9,930
在外子会社の年金債務調整額	92	98
持分法適用会社に対する持分相当額	75	125
その他の包括利益合計	14,421	18,611
四半期包括利益	23,357	23,997
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	22,644	23,834
少数株主に係る四半期包括利益	712	163

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

(連結範囲の重要な変更)

前連結会計年度末において非連結子会社であったヨコハマゴム・マリン&エアロスペース株式会社及びその他9社は重要性が増したため、当第1四半期連結会計期間より、連結の範囲に含めております。

【会計方針の変更等】

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

従来、当社は、有形固定資産の減価償却方法について、定率法（ただし、建物及び当社の尾道工場については定額法）を採用しておりましたが、当第1四半期連結会計期間より定額法に変更いたしました。

当社が中期経営計画「グランドデザイン100（GD100）」の第3ステップとして平成24年1月に策定した「GD100 PhaseⅢ」において、海外ではロシア、中国、アジアを中心とした大規模な増産投資を進め海外生産比率を大幅に高める一方、国内では定常的な維持・更新を中心とした設備投資を実施することを計画しております。

こうした中、当連結会計年度より上記計画に基づき増産投資が行われた海外連結子会社の生産設備が本格稼動を迎えることを契機に、当社の生産設備の使用実態を適切に反映した減価償却方法について検討いたしました。

この結果、今後、当社の生産設備の稼動は安定的に推移していき、設備投資は定常的な維持・更新を中心とした案件が大半となり、将来に亘って同様の設備の使用状況が継続すると見込まれることから、当社の有形固定資産の減価償却の方法として定額法を採用することが、期間損益計算をより適正に行うための費用配分方法であると判断いたしました。

この変更により、従来の方法によった場合と比べ、当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益がそれぞれ561百万円増加しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当する事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務

非連結子会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

前連結会計年度 (平成24年12月31日)		当第1四半期連結会計期間 (平成25年3月31日)	
ヨコハマタイヤベトナムINC.	589百万円	ヨコハマタイヤベトナムINC.	589百万円
ワイ・ティールーバーCO., LTD.	2,082 "	ワイ・ティールーバーCO., LTD.	2,637 "
ヨコハマモールド(株)	270 "	ヨコハマモールド(株)	280 "
計	2,941百万円	計	3,507百万円

※1 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、当第1四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高から除かれております。

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年3月31日)
受取手形	1,252百万円	1,190百万円
支払手形	1,374 "	1,524 "
その他(設備関係支払手形)	132 "	471 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)
減価償却費	6,133百万円	5,533百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年3月29日 定時株主総会	普通株式	1,340	4	平成23年12月31日	平成24年3月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当する事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年3月28日 定時株主総会	普通株式	3,878	12	平成24年12月31日	平成25年3月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当する事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自平成24年1月1日 至 平成24年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	タイヤ	工業品	計				
売上高							
外部顧客への売上高	107,173	22,721	129,894	5,357	135,251	—	135,251
セグメント間の内部売上高 又は振替高	477	20	497	1,004	1,502	△1,502	—
計	107,650	22,741	130,392	6,361	136,754	△1,502	135,251
セグメント利益	7,861	1,208	9,069	185	9,255	3	9,258

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その主なものは航空部品事業、スポーツ事業であります。

2. セグメント間取引消去によるものです。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当する事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間(自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	タイヤ	工業品	計				
売上高							
外部顧客への売上高	100,103	22,112	122,215	5,458	127,674	—	127,674
セグメント間の内部売上高 又は振替高	415	23	439	759	1,199	△1,199	—
計	100,519	22,135	122,655	6,218	128,873	△1,199	127,674
セグメント利益	5,689	1,469	7,159	416	7,575	4	7,580

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その主なものは航空部品事業、スポーツ事業であります。

2. セグメント間取引消去によるものです。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

「会計方針の変更等」に記載のとおり、従来、当社は、有形固定資産の減価償却方法について、定率法（ただし、建物及び当社の尾道工場については定額法）を採用しておりましたが、当第1四半期連結会計期間より定額法に変更いたしました。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第1四半期連結累計期間のセグメント利益は、「タイヤ」については452百万円、「工業品」については78百万円、「その他」については30百万円、それぞれ増加しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当する事項はありません。

(金融商品関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(有価証券関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額	26円 22銭	17円 46銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	8,784	5,644
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	8,784	5,644
普通株式の期中平均株式数(千株)	335,045	323,216

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当する事項はありません。

2 【その他】

該当する事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年5月10日

横浜ゴム株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原	勝	彦	印	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	由	良	知	久	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴	木	達	也	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている横浜ゴム株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年1月1日から平成25年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年1月1日から平成25年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、横浜ゴム株式会社及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

会計方針の変更等に記載されているとおり、会社は有形固定資産の減価償却方法について、当第1四半期連結会計期間より変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年5月10日
【会社名】	横浜ゴム株式会社
【英訳名】	The Yokohama Rubber Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼CEO 南 雲 忠 信
【最高財務責任者の役職氏名】	該当する事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋5丁目36番11号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄3丁目8番20号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長兼CEO 南雲忠信は、当社の第138期第1四半期(自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

